**平成２９年（フ）第９４０９号**
東京都世田谷区桜丘２丁目７―24―502
債務者　宮崎　佳子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９４１６号**
東京都北区神谷２丁目48―１―907
債務者　加納　彩加
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９４２２号**
東京都江東区北砂３丁目14―13―202
債務者　稲葉　沙織
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９４２４号**
東京都北区滝野川４丁目27―11―313
債務者　菊地　可容
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９４２８号**
東京都武蔵野市境２丁目16―10　ソシエル武蔵野Ｂ205
債務者　川島　妙子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９４３５号**
東京都江戸川区江戸川５丁目11―５―201
債務者　鈴木はるみ（旧姓設楽）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９４３９号**
東京都品川区東中延１丁目７―15―201
債務者　野口　進一
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第９４４０号**
東京都世田谷区北烏山９丁目１―35―302
債務者　渡邉　英子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１３８８号**
東京都立川市西砂町５丁目22番地の18グループホーム花梨
債務者　青木　　繁
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１１７３号**
東京都立川市柏町３丁目14番地の７
債務者　田﨑亜矢子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１３１５号**
東京都武蔵村山市大南１丁目66番地の１レジデンスタマ305号
債務者　今福　淳司
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１３５３号**
東京都青梅市上町336番地の５
債務者　土屋　玲奈
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第３９号**
熊本県人吉市下原田町字荒毛1479番地　ラフィーヌケインＡ109
債務者　鵜口　和範
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２９年（フ）第４０号**
熊本県人吉市下原田町字荒毛1479番地　ラフィーヌケインＡ109
債務者　杉野　美和
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２９年（フ）第９３７３号**
東京都台東区東浅草２丁目19―５―602
債務者　若生　京子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部